

令和6年度 事業計画書

社会福祉法人 光輪会

1 運営方針及び個別方針

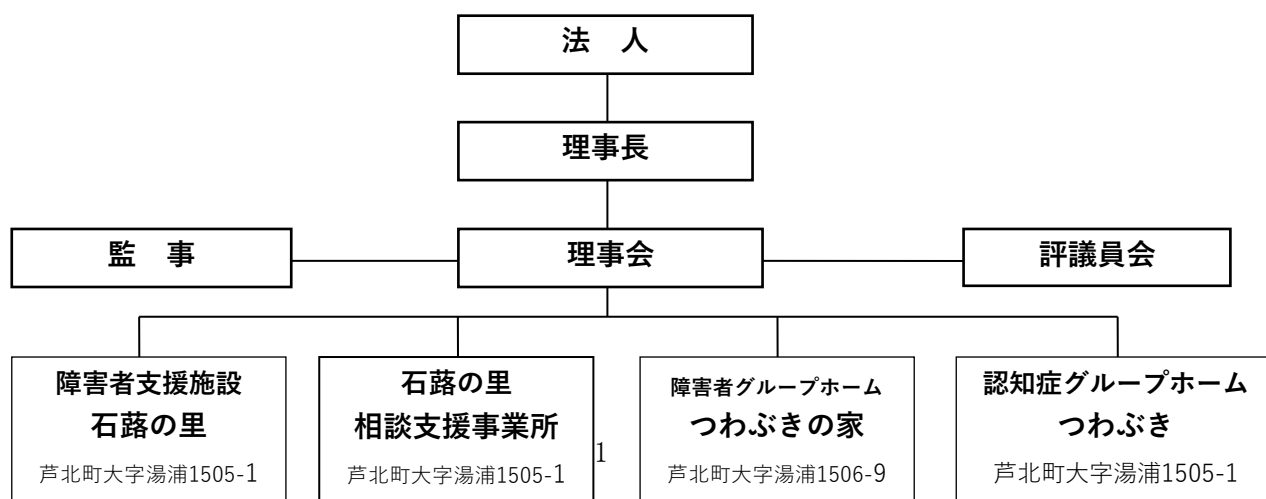
(i) 運営方針

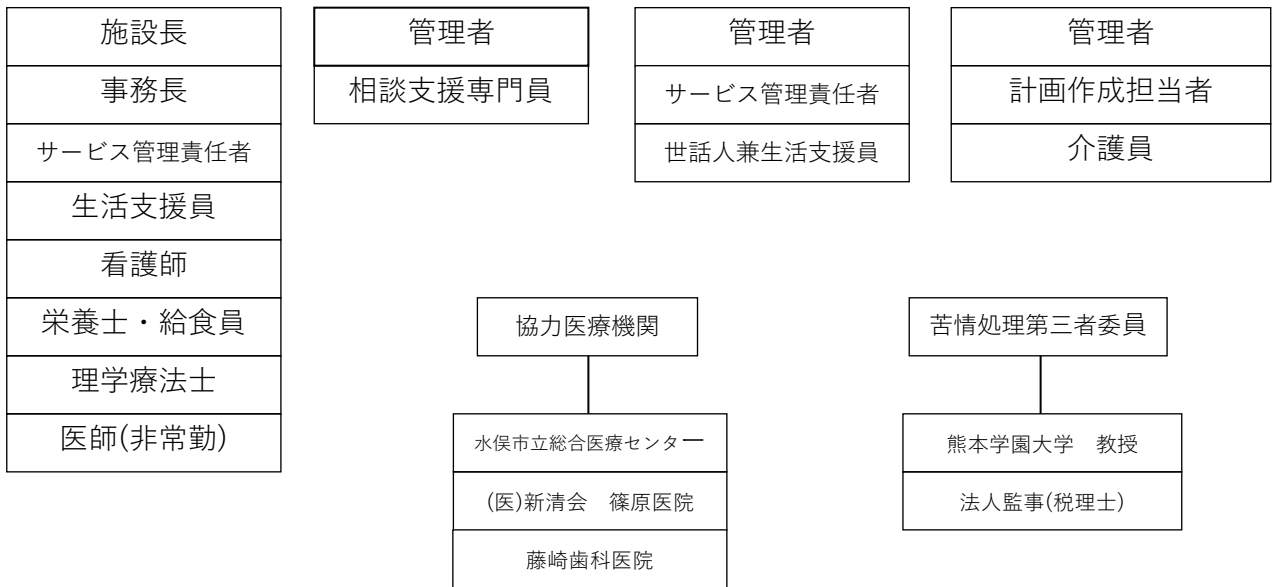
昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行し、さまざまな制約が解除されたことにより、経済・社会活動は急速に回復しつつあります。しかし、福祉サービスの現場においては、今も感染防止対策に大きな負担を強いられています。また、3年にわたるコロナ禍により、今も厳しい状況に置かれている多くの方々が存在しています。以前より生活基盤の弱かった方々が、依然、生活再建に至っていない状況がうかがわれます。そうした方々を支えるとともに、次なる事態に備えるために、コロナ禍の3年間の総括をきちんと行うことが重要と思われまます。また、施設の課題は、人材の確保と定着であると考えます。団塊の世代がすべて後期高齢者となる「2025年問題」を目前に控え、拡大する介護・福祉ニーズに 대응していくためには、人材確保と定着は喫緊の課題といえます。他産業との処遇上の格差の改善に向けては、今般の報酬改定でも一定の改善は図られたものの、その差は依然大きく、さらなる改善が不可欠です。給与面のみならず、福祉の仕事に対する社会のイメージアップ、長く働き続けてもらうための「働きやすさ」の改善も福祉関係者自身の取り組みとして対応が急がれています。そして何より「この仕事をやりたい」と思えるような福祉の在り方を私たちが追求し続けることが重要です。また、本年においても、介護・障害福祉分野の報酬改定に合わせた制度改正、児童福祉法の一部改正法の施行と「こども未来戦略方針」に基づく施策展開、さらには生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の見直し等、社会福祉の各分野の制度・施策面の動きも予定されています。

他にも、急速に進行する少子・高齢化に対応すべく、全世代型社会保障制度の構築が急がれていますが、こうした種々の見直しが真に利用者の利益につながるのか、しっかりと見定め、必要に応じて行政に対しても適時適切に意見表明をしていくことも大切と考えています。同時に、いじめ、虐待などの課題への対応、さらには認知症高齢者の見守り支援等、従来の福祉の枠組みでは十分な対応が困難な課題も拡大しており、地域の力によってこうした人びとを支えていくことが求められています。国が進める「地域共生社会」、福祉関係者のみならず、地域住民を含む幅広い人びとの連携を強化し、それぞれの地域において、その実情に即した取り組みが期待されています。

本年も、複雑・多様化するさまざまな福祉課題に向き合い、その改善・解決に取り組んでまいります。今後も事業の運営に支障を来すことのないように、常期的確な情報の把握と情勢の分析を行い、水俣・芦北地域における障害者の専門的な施設として、地域の皆様からの信頼を得られるよう、適切に事業を実施していく。

光輪会の組織体制





◎ 令和6年度法人基本方針

出来ないことを出来るにする

- ・ **やらされる時間を最小限に、自分から「やる」自主性の時間を最大限に**
 (自主性とは、目的が明確でやるべきことが決まっておりを達成するために他から干渉されることなく、自然に自ら進んで行う事)
- ・ **主体的な考え、目の前の状況に対する「考動力」を育てる**
 (主体的とは、やるべきことは決まっていなが、他から強制されるのではなく状況に応じて自らの意思で行う事)
- ・ **夢中になり本気で取り組む**
- ・ **毎日の業務の中の気づきを、**
- ・ **技術が求められた時代から、新たな発想し考えることが求められる時代に**
- ・ **地域で生活できない難しい方を受け入れることが出来なければ、施設はいらない**
- ・ **福祉サービスを利用する利用者様は決して我々のサービスを望んでないし、出来ればサービスを受けたくないと心の底から思っている、自分が自分らしく生きていくために仕方なく対人援助サービスを受けている事を肝に命じて、我々は仕事をしなければならない**

我々社会福祉法人光輪会が目指す介護の流儀

365ゼロゼロ作戦始動中

- 1 オムツ**0**を目指します
- 1 口から食べる幸せを守る、口から食べることを絶対に**0**にしないことを目指します
- 1 プライバシーに配慮した**365**日入浴、毎日ピッカピカな利用者様を目指します

(ii) 個別方針

(1) 施設入所支援 『障害者支援施設 石路の里』

施設入所支援のサービスは、夜間帯のサービスであり、就寝時間帯の安全の確保と、快適な生活環境を維持することが基本である。利用者の皆様が、夜間に安定した睡眠を得ることは、身体のリズムの調整維持には極めて大切なことである。職員の介護の能力・技術の向上が高く求められることから、研修等を行い資質の向上を図っていく。そのほか予防医学や薬剤投与等の知識の向上に努めていく。次に、施設設備の安全性や、快適性を機能させ維持することであるが、本年度も引き続き、施設、備品等の整備点検を確実にして、設備の効率的な利用を図り、細かなサービスの提供に努める。

(2) 生活介護 『障害者支援施設 石路の里』

施設サービスの中で、一番大きな比重を占めているのが、日中の生活を支援する生活介護のサービスである。利用されるのは、入所者、通所者及び短期入所の利用者の皆さんである。利用者の皆さんが楽しく有意義な生活が送れる等生活支援の目的が達成できるよう、季節感が感じられる折々の行事やリハビリ、創作活動並びにゲーム等を計画的に実施していく。

(3) 短期入所 『障害者支援施設 石路の里』

短期入所の事業は、施設が開設されて間もない時から実施しているサービスである。本年度も、施設入所支援と並行して空きベッドを活用しながら提供していく。日頃介護を行っている家族に、ひと時の休息を与える役割を果たし、介護利用者の身体機能の維持や回復、生活環境の安定化や活性化を促す役割も担っている施設生活介護の利用者の中で、家庭の介護者の負担軽減や用務処理としても利用されており、効率的運用に心掛け、利用の拡大に努める。

(4) 相談支援事業 『石路の里 相談支援事業所』

水俣・葦北郡の各市町から委託された相談支援事業は、在宅障害者に対する個別支援計画の作成により障害者の生活の向上、充実に努めることである。きめ細やかな情報の提供を行い、在宅と施設の接点の拡大に努める。

また平成28年度からは、従来の特定制相談、障害児相談に加えて、精神科病院からの退院者支援等の一般相談支援事業を行っており、さらに地域のニーズに応えていく。

(5) 障害者共同生活介護（障害者グループホーム）『グループホーム つわぶきの家』

開設して15年が経過しました。障害を抱えている方に必要となるサポートを行っていくことで自分らしい生活を送っていくことを支援、サポート行います。同じ障害であっても障害の程度や困難な箇所は異なりますので、個別の支援計画を作成し、必要なサポートに加えて、自立を目指し訓練をすることや目標を定めてサポートを行っていきます

(6) 認知症共同生活介護（認知症グループホーム）『グループホーム つわぶき』

認知症グループホームは、介護保険対象の事業として、開設20年が経過しており、地域密着型で、2ユニットの定員18人に対するサービスの提供となって9年目となる。今後も、ご家族の思いをしっかりと受け止め、利用者の皆様の安心と安全を第一に、満足感を得られる施設の運営に努めていく。

2 職員の配置体制・勤務体制・人材の確保

(1) 職員の配置体制

職員の体制は、提供するサービス、実施する事業に基づいて、それぞれに配置基準が定

められており、利用者の障害区分の段階に応じ配分数や、サービスの形態に基づく人員数等から確定するので、利用者の人数、状態に変動があると職員の人員数に増減が生じる場合があり、常に注意が必要である。

- ① 運営規程に定められた人数を常勤換算により、必要人員を確保することを基本として、普段の状況判断と人員管理の確実性を保持させる。
- ② 配置体制は運営規程により、職種ごとに区分され、各事業には管理者を配置している。障害者支援施設と認知症グループホームには専任とし、他の事業は兼務の配置である。
- ③ サービス管理責任者は、支援施設と障害者グループホームに専任を配置する。
また、支援施設においては2人体制とし、つわぶきの家は1人体制とする。
- ④ 看護師、栄養士、理学療法士、は、有資格者を専任で必要な人員を配置している。
- ⑤ 生活支援員及び介護員についても、有資格者の配分比率があり、人材の育成の継続が必要である。
- ⑥ 兼務職員・パートタイム職員についても事業が効率よく機能するように配置する。
- ⑦ 医師は、施設の現状から非常勤医師による診療を継続する。
- ⑧ 給食業者の、富士産業が撤退したため、調理員6名が増員となった。

○ 配置体制

(1) 施設入所支援

施設長	1名	サービス管理責任者	2名	事務員	5名
生活支援員	48名	理学療法士	2名	看護師	6名
栄養士	1名	調理員	6名		

(2) 生活介護 (施設入所支援と兼務とする。)

(3) 短期入所 (施設入所支援と兼務とする。)

(4) 障害者グループホーム

管理者	(兼務)	サービス管理責任者	1名	生活支援員	8名
世話人	(兼務)				

(5) 相談支援事業

管理者	(兼務)	相談支援専門員	3名		
-----	------	---------	----	--	--

(6) 認知症グループホーム

管理者	1名	計画作成担当者	1名	介護員	18名
-----	----	---------	----	-----	-----

(2) 勤務体制

職員の早出・日勤・遅出・夜勤等の勤務体制は、利用者に対する質の良いサービスを提供することが前提であり、事業の種別や形態の変化に対応した編成を行うことが重要であることから、勤務割りを的確にして万全のサービスが得られるよう、体制造りを行う。

(3) 人材の確保

- ① サービスの向上を図るため、新規及び中途採用を進め人材の確保に努めて行く。また、近年の人手不足に対応するため、外国人の雇用も併せて進めていく。なお、職員の高齢化に対応した職場環境を整えるために、65歳定年後、70歳までの再雇用を規定している。
- ② 適材適所の体制で臨み、定年超過者についても健康状態と業務に対する意欲等を考慮して再雇用を推進する。
- ③ 職員に、退職等が見込まれる場合は、それらの人材確保については定年超過の雇用制度を活用するほか、求人募集は、ハローワーク等との関係機関と連携しながら人材の確保を図る。

3 利用者定員、対象者

(1) 利用定員

利用定員は、前年度に引き続き事業認可の時点で定めたとおりである。各事業の利用定員は、次のとおりである。

施設入所支援	定員	50名	【 障害者、総合支援適用 】
生活介護	定員	60名	【 障害者、総合支援適用 】
短期入所事業	定員	5名	【 障害者、総合支援適用 】
認知症グループホーム	定員	18名	【 高齢者、介護保険適用 】
供用型デイサービス	定員	3名	【 高齢者、介護保険適用 】
障害者グループホーム	定員	10名	【 障害者、総合支援適用 】

(2) 対象者

対象者は、障害者総合支援法の判定基準に基づき判定された障害者の方々である。障害者支援施設の利用者と、障害者福祉サービス事業の利用者であり、これらの実施する指定事業と指定施設においては、市町村の判定に基づき、受給者証の交付を受け、利用契約を締結した人が施設入所や福祉サービス利用の対象者である。

(3) 認知症グループホーム

グループホームの利用者は、認定審査会を受けた人で、当該市町村から介護保険受給者証の交付を受け、利用契約を締結した人である。

4 利用日、利用時間

(1) 総合支援法に基づく指定施設の利用日及び利用時間を継続し、各事業の運営規程及び利用契約に基づき、運営を行っていく。

- ① 日中支援の生活介護は、通常、月曜日から日曜日までとし、時間は送迎を除いて9時30分から、16時30分とする。創作活動、機能訓練等の行事内容を充実させるとともに、魅力ある行事日課に編成を工夫して、利用の拡大に繋げて行く。
- ② 施設入所支援は通年の契約によるもので、定期的に作成されるケアプランに基づいたサービスを確実に実行することと、利用者の生活に密着した利用時間が得られるよう十分に配慮する。
- ③ 短期入所は市町村の利用日数の給付量に沿ってサービスの提供を行う。日中支援同様に利用の拡大に努め、満足な成果が得られるよう、サービスの内容を工夫して行く。

(2) 介護保険法の適用事業の開設される利用日

認知症グループホームの利用日と利用時間が対象で、利用契約に基づき定められた期間とする。

5 利用料

- (1) 福祉サービスの利用者は、原則として総合支援法による介護給付費が、又介護保険対象の利用者には介護保険給付費があり、公費負担のほかに、利用者からの応益負担による利用料負担と、食費や光熱水費の負担がある。
- (2) そのほかに利用契約に基づいて特定費用の負担がある。これは、施設入所支援、生活介護、短期入所、障害者グループホーム及び認知症グループホーム等それぞれの利用者について、その利用形態に応じて算定される利用料及び費用の負担となる。
- (3) 利用契約に基づき利用者の個人利用による費用については、その月の翌月に利用者負担金としてその都度徴収することとなる。

自立支援費関係の事業 (法人で徴収するもの)

事業種別	介護給付費	自己負担	食費	日用品費	住居費	その他
------	-------	------	----	------	-----	-----

施設入所支援	公費負担	応益負担	定 額	利用の都度	なし	実 費
生活介護	公費負担	応益負担	定 額	利用の都度	なし	実 費
短期入所	公費負担	応益負担	定 額	利用の都度	なし	実 費
障害者共同生活介護	公費負担	応益負担	定 額	利用の都度	定 額	実 費

介護保険関係の事業 (法人で徴収するもの)

事業種別	介護給付費	自己負担	食 費	日用品費	住居費	その他
高齢者共同生活介護	公費負担	応益負担	定 額	利用の都度	定 額	実 費

6 給 食

- (1) 利用者の食事の調理業務は、4月1日より富士産業株式会社が全面撤退し施設独自で食事の提供を行うことになった、従業者は施設の職員になり、栄養管理も担当することになる。基本的には障害者自立支援法に基づく基準を基礎として調理を行っていく。
- (2) 献立は、給食会議や利用者の嗜好調査に従い、旬の食材を効果的に活用することを基本に栄養士が策定する。調理は、調理員が計画献立に従い調理する。配食は主に生活支援員が担当する。また、ご飯、汁物については温かいものを提供していく。
- (3) 特別食・治療食等は、利用者の健康状態、咀嚼、その他の状況により、主治医の指示又は看護師の指導により、普通食の外、きざみ食とミキサー食は調理室で、経管食は医務室で調製し、利用者の状態に対応した食事を提供する。この間退院後や通院等の利用者に対しては、医療機関や主治医からの指示等、情報の伝達・連携を密にして対応する。また、見た目も本物と変わらないソフト食も提供していく。
- (4) 行事食は、年間を通じ、施設開園記念日、その他季節ごとの節季・祝祭日等に提供する。利用者の誕生日には希望献立により誕生祝を行う。施設外の行事の場合には、それぞれの必要に応じて、弁当やその他の行事食を提供する。
- (5) 認知症高齢者共同生活介護事業によるグループホームの給食は、献立作成から調理までを利用者及び職員の共同作業により作成し提供する。
- (6) 障害者グループホームの給食については、障害者支援施設の施設入所支援に準じた体制で、本体調理室での調製により提供する。朝食と夕食はホーム食堂を利用し、昼食は、本体の生活介護に参加し本体の食堂を利用している。
- (7) 近年、食中毒及び感染症の流行等、給食業務の周辺には神経を使う事態が多く、予防には、細心の注意を払い万全を期するよう心掛ける。

7 職員会議等

- (1) 法人職員全員による職員会議を復活させた。相談支援会議を追加、そのほかに各職域の代表者による運営会議を毎月1回開催する。又各職域の代表者による定例会議として毎週1回開催し、施設の管理運営の状況、当面する問題、その他必要な情報の交換と共有化を図り、絶えず施設内外の状況及び利用者の現況の把握に努める。
- (2) 支援計画会議は、利用者の生活、疾病、排泄及び給食等の処遇事例の課題に応じて随時に開催し、利用者の生活支援の細部を協議する。
- (3) 給食会議は、定期的に毎月1回開催し、利用者の嗜好食品や、希望献立を把握するとともに、翌月の給食計画、行事食、その他給食管理等の必要な事項を協議し決定する。
- (4) 介護・医務・事務・認知症グループホーム及び障害者グループホーム職員等の会議を別表の通り開催し、そのほかに安全衛生委員会、業務改善委員会等について、定例又は必要の都度、随時開催し、当面する課題について協議する。
- (5) そのほか各職域を網羅した全職員により、環境管理、地域支援広報、サービス及び研修

の4つの活動委員会を組織し、会議は必要の都度開催し委員会活動の協議を行い、利用者生活の向上と施設経営の活性化に寄与する。

定例会議の開催

会議名	開催回数	対象者及び人員（1回の参加者予定）
職員全体会議	毎月 1回	全職員 76名
運営会議	毎月 1回	幹部職員（各職域代表） 13名
職員定例会	毎週 1回	幹部職員（各職域代表） 13名
介護職会議	毎月 1回	生活支援員及び幹部職員 48名
入所支援会議	毎月 1回	介護職主任、医務職職員 及び幹部職職員 12名
生活支援会議	毎月 1回	生活センター・つわぶきの家職員、訓練、 介護、相談、医務、サビ管 幹部職職員 19名
事務職会議	毎月 1回	事務職及び管理職 6名
相談支援会議	毎月 1回	相談支援 管理職 5名
障害者グループホーム会議	毎月 1回	ホーム職員及び幹部職員 24名
認知症グループホーム会議	毎月 1回	ホーム職員及び幹部職員 21名
グループホーム運営検討会	毎月 1回	ホーム職員全員 20名
各種委員会	毎月 1回	4委員会 延べ50人
給食委員会	毎月 1回	利用者及び職員 20名
安全衛生委員会	毎月 1回	幹部職員、担当職員 13名
虐待防止兼身体拘束防止・適正化委員会	毎月 1回	幹部職員、担当職員 14名
感染対策委員会	随 時	看護師、サビ管、幹部職員 9名
リスクマネジメント委員会	随 時	幹部職員、担当職員 11名
公用車管理委員会	随 時	担当職員 7名
防災・危機管理委員会	随 時	幹部職員、担当職員 13名

8 職員研修

- (1) 職員の研修については、コロナ禍であるので全国社会福祉協議会及び熊本県社会福祉協議会の傘下の各団体の研修会に、業務に支障を来たさないよう配慮しながらオンライン形式により参加させる。施設間の職員研修についても、それぞれの目的を明確にして参加させる。
- (2) 業務の推進にあたり、資格事項や免許事項等を伴う必要な研修や講習会等に際しては、これを優先して参加させるとともに、施設の業務に支障を来たさないよう配慮する。
- (3) 採用した職員に対しては、労務管理の概要、介護等に関する知識や技能、医務に関する知識・要領そのほか、自動車の運転とリフトの操作等送迎に関する事項を順次実施し習熟度を高めて行く。また、写真と動画で伝わりやすいマニュアルを作成するとともに、新人介護技術チェック表を基に業務習熟度を可視化し指導していく。
- (4) 施設内の研修については、職員の日常生活における教養、職務の知識や技能の向上等に

ついて外来講師の招請その他研修を受けた職員等によって行なう。

9 保健衛生と健康管理

- (1) 保健衛生の主眼となる利用者の医療については、協力医療機関と看護職員との連携により、疾病の早期発見に努めるほか、利用者自身のかかりつけの医師や、特定診療の医療機関の活用により診療を実施し、疾病の重症化を予防し、利用者の健康維持に努める。
- (2) 利用者の健康診断その他については、県内の健康管理センターの検診を利用しながら、嘱託医師の指導・支援を受けて行くこととし、日常の健康に関する情報を把握し保有する。そのほかにかかりつけ医師の診療情報等とも併せて日常の健康管理に努める。
- (3) インフルエンザ等の流行期のある感染症に対しては、流行期を見計らって予防接種を行い、ノロウイルス等の感染症には、普段から、施設の出入り口における手指の消毒、うがい、施設内の消毒の徹底を行い感染症の拡大を防止する。そのほか、施設内には、オゾン発生機や加湿機を設置し、施設の全区域の滅菌消毒と湿度保持を徹底して行う。
今後、新型コロナウイルスの感染予防対策として、こまめな手洗い、アルコール消毒、うがい、マスクの着用、定期的な換気を徹底して行うとともに、できるだけ人ごみの多い場所を避ける。
- (4) 職員については、労働安全衛生法等の規定により健康診断を実施し、生活習慣病は全職員年1回、夜勤職員は、6ヵ月に1回実施する。腰痛予防検診も、関係職員には6ヶ月に1回実施する。
また、労働安全衛生法の改正により、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するため、毎年1回のストレスチェックが義務づけられたので、全職員に対して実施していく。
- (5) 施設の設備類の衛生管理については、洗面所、トイレ、浴室等は重点的に清掃を行い、常に清潔を保持し、伝染性疾患の予防を行う。飲料水の水質検査と滅菌剤の投与、浴槽水のレジオネラ菌対策についても、滅菌剤の散布や水質検査を実施し、設備類の衛生管理の徹底に努める。
- (6) 排水溝、排水施設等については、定期的に又は必要に応じて清掃を実施し、害虫の発生を未然に防止し、施設の清潔な環境の維持に努める。

10 防災、危機管理

- (1) 近年災害の発生の種類も多様化し、発生の頻度も多くなり、被害の規模も大型化しており、地震、風水害等は、地域全般を被災地化する災害であるので、行政機関等との連携を強化して、的確な情報の把握を万全にし、被害を最小に止めるように努めるとともに、総合防災避難訓練を実施する。
- (2) 火災対策は、避難訓練を含め、消防、防災関係の法令及び施設運営管理の基準の規定に従い、概ね年4回程度の実施を予定し、災害訓練、消火避難訓練など組み合わせて実施し、緊急のときの利用者の保護、安全の保持に努める。
- (3) 自然災害や感染対策として、予防設備の整備とともに、地域一円の罹災を考えると、生活用品の備蓄も大切であり、特に利用者の生活の維持に関して食糧、飲料水を始め、介護用消耗品類、医療用薬品類、介護用機器及び医療用機器類を常備・確保する。
非常用電源設備については、太陽光発電と、平成30年度に全施設に電気を供給できる大型の非常用発電機、令和元年度には入浴用温水器関係の大型非常用発電機を整備したと

ころである。

- (4) 石路の里は、芦北町から要支援者の避難施設として指定を受け、又、地元の湯北地区からも緊急時の避難場所の要請を受けていることから、法人の施設利用者と職員だけでなく、それらの人員数を加算した避難計画、備蓄計画を策定し、体制作りを推進する。
- (5) 危機管理の発端は、個人情報の管理である。個人の情報は完全に保護されなければならない、そのためには、職員の在職中は勿論、退職後も職務上知りえた個人情報の保護について、誓約書を提出し、保護することが義務付けられている。その他、日常のいろいろな場面や事項における個人の情報は確実に保護されるよう徹底させる。
- (6) 危機管理について、自分の安全は、自分の意志で行動できない利用者、又、職員としても自己の安全を自分の意思で確保することが困難な事態に遭遇することもあり得ることを想定して、普段から、それらの防止に向けた教育研修、訓練等を実施しながら体制の整備に努める。

1 1 虐待防止

平成24年10月に法律が施行されたことに伴い、規程の整備を行い、その対応策を整備したところである。

障害者虐待には、身体的虐待、身体拘束、性的虐待、放棄・放置、心理的虐待、経済的虐待があり、職員に対し研修等を行い虐待の未然防止を図る。

また、身体拘束については、ベッドモールの使用について、家族等との協議承認、状況記録の保持等、適正に対応していく。

1 2 苦情処理・リスクマネジメント

- (1) 苦情やリスクを負うということは、支援を提供する側の内容が正確に機能しないために起こることであり、基本的には支援を提供する側の一人一人が、支援を受ける側の実情を十分に理解し行動することである。そのためには、日頃の業務に取り組みながら、必要な知識・技能を積み重ねるため研修や技術指導等を受け、苦情やリスクの発生の防止に努める。
- (2) 施設利用者には、入所利用、通所利用及び短期入所の方がおられるが、毎日の生活の中で職員の無意識の言動が苦情の根源をなすものであるから、常にそのことを念頭にした言動をもってサービスの提供を行い、リスク・苦情の発生予防を図る。
- (3) 苦情を受けた場合、発生の原因を探り再発防止の対応を確立することを基本とし、いつでも苦情が言いやすい環境を整備することである。苦情処理委員会、第三者委員会等を活用しながら苦情に対する適確な解決・処理を行う。
- (4) 利用者の高齢化・障害の重度化が進み、施設内での転倒事故等が多くなる傾向にある。職員も毎日の行事、日課やケアプランの処理等で、時間に追われる状況ではあるが、研修、会議、業務引継ぎ等綿密に行い対応に努める。
- (5) リスクを負う原因の一つに設備・器具の整備不良がある。施設の環境を整備し、設備の点検整備を綿密に行うことと併せて、設備、器具類の取り扱いの研修や講習等を実施し職員全員の認識を高めることにより、リスクの排除に努める。

1 3 行事、クラブ活動

- (1) 行事は、利用者の交流親善を目的に施設間で行なうもの、そのほか地域との交流、日常生活の気分転換、生活用品の購入、及び娯楽の享受等、必要に応じて月平均2回を目安に計画する。県内の各種団体の招請による行事にも、可能な範囲で参加する。なお、コロナ禍にあっても、感染対策を徹底したうえで園外行事も行っていく。

年間行事予定表

月	日	主な行事内容	月	日	主な行事内容
---	---	--------	---	---	--------

4月	上旬 上旬 下旬	桜花見（施設中庭） 花見ドライブ 諏訪宮祭見学・食事	10月	1日 中旬 下旬	開園43周年記念祝賀会 コスモス見物（中尾山） 遠距離ショッピング
5月	上旬 上旬 16日 19日 下旬	新茶会 端午の節句(料理) 県親善風船バレー大会(あしきた) 春季家族会総会 みどりのバーベキュー大会	11月	3日	芦北町文化祭出品
6月	上旬 13日	遠距離ショッピング 衣更え オセロベーム大会（芦北）	12月	20日 25日 30日	クリスマス忘年会 迎春準備（～30日） 餅つき
7月	7日 中旬	七夕 土用の丑の日（料理）	1月	1日 上旬 6日 11日	元旦 正月お節料理 初詣ドライブ 新年会 利用者自治会
8月	上旬 下旬	出水方面外出(未定) ※お買い物・食事等 利用者自治会	2月	3日 中旬 16日	節分・豆まき 宮崎野球キャンプ見学バスハイク 利用者・職員懇談会
9月	12日 16日	利用者・職員懇談会 敬老祝賀会	3月	3日	ひな祭り 県南施設親善オセロ大会(未定)

- (2) クラブ活動としては、生活介護の日中支援の活動として終日提供されるため、施設内でのそれぞれの発案や、利用者の要望等を聞きながら、経費や方法を検討し、皆様の満足が得られるものとして習字、手工芸、切り絵、菓子造り、木工芸や竹細工等を実施していく。

14 機関紙等

- (1) 機関紙は月刊で、年12回発行する。主に、利用者の生活の近況を家族に情報提供し、施設・事業及びグループホームの行事の報告、案内を行なう。その他には法人の情報開示等にも活用する。配布先は、利用者家族、県内施設、法人役員、取引の業者、行政機関及び町の民生委員等である。
- (2) 施設紹介のパンフレットの作成とインターネットブログの整備については、法人・施設の情報を公開し、広く一般の視聴に供している。今後も必要に応じて変更を行い情報開示に努めて行く。
- (3) 各種広報活動の中での個人情報の管理については、情報管理基本方針等に従い適正に取り扱う。

15 備品、器具等の購入・建物改修

- (1) 施設における、備品、器具等の整備は、老朽化の程度を検討しながら、逐次、更新を行う。
- (2)以上のほかに、緊急を要する場合は、その都度検討しながら対応することとする。

16 その他

- (1) その他としては、法人及び施設を取り巻く地域環境として、県地域振興局を始め1市2町の行政機関、県下の障害者施設協議団体と郡市内の各種福祉施設、団体及び医療、教育関係機関等と関連があり、互いに連携を深めながら、地域の障害者支援施設として使命を果たして行く。また、当法人が経営する石路の里及び各事業が、より円滑に運営されるよう情報の共有化を推進して行く。
- (2) 芦北町は、地域で発生する災害の要支援者の一時避難収容施設として、既存の社会福祉施設の中から必要な個所を指定しており、石路の里もその指定を受けているので、それらに関する対策として、今後においても、災害応急対策に必要な設備の整備・用品の備蓄に努める。
- (3) 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画の策定
石路の里は、各種障害及び基礎疾患があり、免疫力の弱い利用者が多い施設であることから、利用者を守り事業を継続するためにも、厚生労働省から出されている『業務継続ガイドライン』を基に、実務に即した行動計画・マニュアルの策定が急がれていた。
そこで、当法人は、新型コロナウイルスの感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、社会福祉施設としての機能を失うことなくサービスの提供を継続して行っていくために、当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事業を定めた『新型コロナウイルス感染症発生時におけるBCP【業務継続計画】』を令和2年度に策定したので、今後も、これに基づき対応していく。